



長野県報

7月14日(木)
平成23年
(2011年)
第2284号

目次

条例

長野県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(市町村課)	3
資金積立基金条例の一部を改正する条例(義務教育課)	3
長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(高校教育課)	4
長野県山岳総合センター設置条例の一部を改正する条例(スポーツ課)	4
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(会計課)	5

規則

長野県高等学校授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課)	6
道路使用許可手数料を徴収しない場合を定める規則の一部を改正する規則(会計課)	6

告示

平成23年3月31日専決処分した平成22年度補正予算の要領(財政課)	8
平成23年4月11日専決処分した平成23年度補正予算の要領(財政課)	9
平成23年4月28日専決処分した平成23年度補正予算の要領(財政課)	9
平成23年7月8日成立した平成23年度補正予算の要領(財政課)	9
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課)	11
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課)	11
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康長寿課)	11
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室)	12
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定(健康長寿課介護支援室)	13
保安林予定森林(森林づくり推進課)	13
平成23年3月12日に発生した長野県北部の地震による災害に係る災害復興住宅建設事業補助金交付要綱の特例に関する要綱の制定(住宅課)	13
長野県収入証紙売りさばき人の指定(会計課)	14

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	14
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働・NPO課)	15
一般競争入札(生活排水課)	15
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)	16
土地改良区の定款変更の認可(3件)(農地整備課)	16
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課)	16
特定調達契約に係る落札者の決定(建築指導課)	16
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	17
土地改良区役員の退任の届出(2件)(農地整備課)	17
開発行為に関する工事の完了(4件)(建築指導課)	17
一般競争入札(道路管理課)	18
一般競争入札(4件)(河川課)	18
特定調達契約に係る落札者の決定(教学指導課)	21
警備業法に基づく検定の実施(生活安全企画課)	22
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課)	22
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	23
平成23年度長野県職員採用中級試験(短大卒業程度)、長野県職員採用初級試験(高校卒業程度)、長野県市町村立小中学校栄養職員採用試験及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の実施(人事委員会事務局)	24
平成23年度長野県警察職員採用初級試験(高校卒業程度)の実施(人事委員会事務局)	29
特定調達契約に係る一般競争入札(ものづくり振興課)	31
一般競争入札(人材育成課)	32

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 東日本大震災による被災者などの負担軽減を図るため、法人県民税等について新たに災害に係る減免の規定を設けるほか、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、平成24年1月1日）から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 地方自治法の一部改正により、財産区の財産を処分する場合等において、知事への協議及び同意を必要とする制度が廃止されたことに伴い、市町村に権限を委譲している関係事務に係る規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 長野県高校生修学支援基金を拡充し、東日本大震災などにより就学が困難となった児童・生徒等に対する就学支援等を実施することに伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

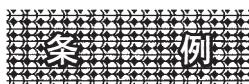
- 1 東日本大震災により被災した生徒で長野県立高等学校へ転入学する者など、非常災害による被災者で特に必要があると認めるものに対しては、入学料及び入学審査料を免除できることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県山岳総合センター設置条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 山岳総合センターの管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を定めるとともに、受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設、教室等について利用料金を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 東日本大震災による被災者で滅失した運転免許証の再交付を受ける者など、非常災害による被災者で特に必要があると認めるものに対しては、手数料を減免又は還付できることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第25号

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第142条の3」を「第142条の4」に改める。

第33条第1項中「もの（）」を「法人（第2号から第4号までに掲げる法人については）」に、「のうち、必要があると認める者に対し、県民税の均等割」を「に対しては、法人の県民税」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるもの

第33条第3項中「者」を「法人」に改め、同条第4項中「者」を「法人（第1項第1号に該当する法人を除く。）」に改める。
第39条の6の次に次の1条を加える。

（法人の事業税の減免）

第39条の6の2 知事は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、甚大な被害を受けた法人のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、事業税を減免する。

2 前項の規定によって事業税の減免を受けようとする法人は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して地方事務所長に提出しなければならない。

(1) 事業年度、納期限及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

第39条の7の見出し中「事業税」を「個人の事業税」に改める。
第3章第3節中第142条の3の次に次の1条を加える。

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県高校生修学支援基金の項中「高等学校等の生徒の修学」を「高等学校の生徒の修学等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

義務教育課

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第28号

長野県高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

長野県高等学校授業料等徴収条例（昭和52年長野県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「減免」を「減免等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 天災その他の非常災害により被害を受けた者であって、特に必要があると認めるものに対しては、入学料及び入学審査料を免除することができる。

第5条中「計算並びに」を「計算、」に、「、減免及び」を「及び減免、入学料及び入学審査料の免除並びに授業料の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高校教育課

長野県山岳総合センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第29号

長野県山岳総合センター設置条例の一部を改正する条例

長野県山岳総合センター設置条例（昭和44年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県山岳総合センター条例

第2条を削る。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、」を削り、「健全な登山」を「安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動」に、「を行なう」を「並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行う」に、「を大町市」を「（以下「センター」という。）を大町市」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）以下「法」という。の規定に基づき、山岳総合センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

第3条の見出しを「（管理等の委任）」に改め、同条中「必要な」を「センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な」に、「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第16条とし、同条の前に次の13条を加える。

（利用の許可）

第3条 センターを利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理は、指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第5条 指定管理者の指定は、センターの管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

（公募）

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

(1) センターの概要

(2) 指定管理者の指定の期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

（指定の申請）

第7条 第5条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センターの管理の方法その他のセンターの管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限發揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

(4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。（指定の告示）

第9条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

（業務の範囲）

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの利用の許可に関する業務

(3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 山岳に関する研究及び調査並びに山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する業務で教育委員会が必要と認めるもの

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの休館日について、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センターの利用時間について、午前9時から午後8時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、利用者がその利用に関し他人の迷惑になるような行動をした場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとすること。
- (4) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (5) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの
(協定の締結)

第12条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関する必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関する必要な事項

(利用料金の納付等)

第13条 センターを利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について知事が定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

(利用料金の還付)

第15条 指定管理者は、既に納付された利用料金は還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

附則の次に次の別表を加える。

(別表) (第13条関係)

1 宿泊施設

区分	金額
一般	1人1泊について 900円
小・中学生及び高校生	1人1泊について 450円

2 教室、講堂及び体験室

区分	金額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後8時まで
専用する場合	2,700円	2,700円	2,700円
専用しない場合	1人について 100円	1人について 100円	1人について 100円

(備考) 宿泊を伴う利用（専用する場合においては当該利用に係る参加者全員が宿泊する場合に限る。）については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県山岳総合センター条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条例から新条例第9条まで及び新条例第12条の規定の例により行うことができる。

スポーツ課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成23年7月14日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第30号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の2条を加える。

(手数料の減免)

第14条 天災その他の非常災害により被害を受けた者であつて、特に必要があると認めるものに対しては、長野県公安委員会が規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

(手数料の還付)

第15条 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会計課